

## 伊丹市徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱

### (総則)

第1条 この要綱は、認知症等の高齢者が徘徊した場合に、徘徊位置を発見できるシステムを活用して、速やかに、その居場所を家族などに伝え、事故を未然に防止するなど、家族が安心して徘徊高齢者の介護ができる環境を整備するため、伊丹市徘徊高齢者家族支援サービス事業の実施について、必要な事項を定める。

### (利用者)

第2条 本事業を利用できる者は、伊丹市内に居住する次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 徘徊の見られる認知症等の高齢者を介護している家族とする。
- (2) その他、市長が必要と認める者

### (利用者の決定等)

第3条 本事業を利用しようとする者は、あらかじめ市に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市は前項の承認をしたときは、委託事業者に通知し、委託事業者は市の所有する位置情報提供システム端末装置を指定する期日までに、利用者に納入するものとする。

### (委託事業者の業務)

第4条 委託事業者は、事業について次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 利用者又は市の依頼により、徘徊高齢者の位置情報を検索し、利用者又は市に速やかに通知するものとする。又、利用者又は市が徘徊高齢者の発見のため、現場急行を依頼したときは、積極的に協力するものとする。

(2) 利用者及び緊急時の協力者の同意を得て、事業の通知に必要な氏名、住所、電話番号等の情報をコンピューターで管理し、登録、変更及び廃止するものとする。

(3) 個人情報の保護に十分配慮し、この事業の目的以外の目的に個人情報を利用してはならない。

(4) 毎月、事業の利用状況及び情報の変更及び廃止について、市に報

告するものとする。

- (5) 装置が常時，適切に稼働するよう，機器の保守管理に努めること
  - (6) 利用者の負担すべき費用の徴収をすること
  - (7) その他，事業に関し必要な業務をすること
- (費用の負担)

第5条 事業の業務に必要な費用の負担は，次の各号のとおりとする。

- (1) 市 事業の承認等の事務手続きにかかる費用及びシステム機器委託事業者に支払う初回登録料金及び専用バッテリー代
  - (2) 利用者 基本利用料及び検索にかかる費用
- (秘密の保持)

第6条 事業に従事する者は，知り得た個人情報などの秘密を他に漏らしてはならない。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか，事業の実施に関し必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

この要綱は，平成18年3月1日から実施する。